

## 災害廃棄物の受入れに関する協定の締結について

岩手県の災害廃棄物の受入れについて、岩手県と協定を締結しました。

この協定は、東日本大震災により岩手県宮古地区で発生した漁具・漁網を金沢市戸室新保埋立場で埋立処分するにあたり、基本的な受入れ要件を定めたものです。

1. 締結日 平成 24 年 12 月 13 日（木）
2. 締結場所 金沢市役所 2 階 市長応接室
3. 出席者 岩手県環境生活部長 工藤 孝男  
金沢市長 山野 之義
4. 岩手県知事メッセージ



東日本大震災津波により本県の宮古地区で発生した災害廃棄物のうち漁具・漁網の本格処理に取り組んでいただくことになり、心より御礼申し上げます。本日、それに向けた第一歩である協定締結をできますことを誠に嬉しく存じます。

本県において大量に発生した災害廃棄物については、可能な限り県内で処理すべく努力しているところですが、漁具・漁網については難航しており、その処分方法の確立が大きな課題となっております。

そのような折、環境省のマッチングのもと、いち早く金沢市が漁具・漁網の受入れを打ち出していただき、試験処理を経て、このたび本格処理に進んだことは感慨深いものがございます。

先頭にお立ちになり多方面と調整いただいた山野金沢市長をはじめとする関係者の皆様に敬意を表しますとともに、受入れに理解を示していただいた金沢市民の皆様にも厚く御礼を申し上げます。

公的な仕組みのもとでの漁具・漁網の本格処理が決定した第一号であります。この流れが加速し、今後、災害廃棄物の広域処理が円滑に進むことを心より期待しております。

金沢市をはじめとする全国の各方面からの御支援をいただきながら、一刻も早い復興に向け邁進いたしますので、今後とも格別の御理解をお願いいたします。

平成 24 年 12 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也